平成２２年（フ）第１０号
山梨県中巨摩郡昭和町西条354番地１　コーポフジⅠ　106号
債務者　河西　広光
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８４３９号
大阪市西区南堀江３丁目11番６号　プチメゾンカタオカ202号、申立時住所大阪市西区九条３丁目26番11号　メゾン鍛冶506
債務者　越智　一平
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０９５号
大阪府門真市千石東町38番７号
債務者　津野　正人
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３９５号
大阪市住之江区南港中４丁目２番13―1302号
債務者　坂部　　理
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６８６号
大阪府八尾市沼２丁目83番地の２　サニーハイツフミＢ―102号
債務者　池田　明弘
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８７２号
大阪市生野区巽東２丁目11番29号
債務者　常岡　美恵
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９１８号
大阪市中央区東心斎橋１丁目15番32―403号
債務者　野口　雅美（旧姓本山）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００１３号
大阪市西成区千本北２丁目15番10号
債務者　河合　恒人
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００７６号
大阪府八尾市太田新町５丁目197番地　西田文化202号
債務者　山野　憲治
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２８８号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目18番22号　井戸側文化103号
債務者　西嶋　光男
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３３４号
大阪府豊中市刀根山元町12番12号
債務者　村田　　敬
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４号
大阪府吹田市江の木町14番23号
債務者　清野　美紀
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１９号
大阪市西成区花園北２丁目６番４号
債務者　谷口　詩郎
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２０号
大阪市西成区花園北２丁目６番４号
債務者　谷口　光子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０８７号
高知市南河ノ瀬町285番地11
債務者　不破　年信
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０９４号
高知市仁井田4100番地11
債務者　大石　静香
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２号
高知市農人町２番14号　中山アパート
債務者　北川　君子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７号
高知市神田270番地３
債務者　山岡　康宏
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　高知地方裁判所破産係